

○副議長（桜井甚一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き県政に対する一般質問を行います。

まず、小泉勝君の発言を許します。小泉勝君。

◆小泉勝君 リベラル新潟の小泉勝です。令和2年6月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された方々に対しましても心よりお見舞いを申し上げます。

緊急事態宣言が解除されましたが、新しい生活様式の中で、社会生活と経済活動を取り戻すために、県民、国民が一つになって協力していかなければならない、次の局面に入ってきました。日々状況が変化する中、取組が進んでいるものもあるかとは思いますが、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。新型コロナウイルス感染症についてであります。

人類は長い歴史の中で紀元前の昔から、様々な感染症に何度も苦しめられ、闘ってきました。コロナウイルスにより2002年にSARSが、2012年にはMERSが世界で感染拡大し、日本国内においては2009年、新型インフルエンザの大流行、2014年のデング熱の感染が確認されました。

そして、今般、新型コロナウイルス感染症が世界各地に広がり、日本国内においても、とりわけ人口が集中している大都市部において感染拡大が急速に進み、国内で初めて緊急事態宣言が発令されたわけではありますが、過去世界的に流行したウイルスによる感染症の拡大防止に対する対応や対策、その教訓がこのたびの新型コロナウイルス感染症への対応にどのように有効に働いたのか、どのように生かされたのか、本県の対応について現時点での評価をお伺いいたします。

中国の武漢より発したと言われ、世界へ飛び火した新型コロナウイルスは、発生源の中国を上回るペースで世界中に拡大しています。

感染拡大の影響は、人、物の動きの世界的な遮断と、そこからくる国内の経済活動の抑制により、国内においても既に200社を超える法的整理及び事業停止が起きるなど、さきのリーマンショックを超える甚大な経済的被害をもたらすと言われていています。

今回はひとまず倒産を回避できたとしても、第2波が襲い、再び緊急事態宣言が発令されれば、さすがにそうした企業の資金繰りも行き詰まり、県内でも倒産が数多く出てくること予想されます。失業や社会不安、経済的困窮からくる自殺者の増加を懸念しています。

新型コロナウイルス感染症による県経済への影響について、知事の所見をお伺いします。新潟県には金属加工や繊維産業などといった地場産業が各地で形成されておりますが、

昨年の消費増税に加え、この冬の暖冬により、繊維産業が大きなダメージを受けていました。そんな中で今回の新型コロナウイルス感染症の流行が追い打ちをかけ、さらに大きな痛手となっています。

国産の繊維製品の売場でもある大手百貨店、あるいは専門店が休業や時短など自粛をしてきたために、大事な売場を失ってしまいました。この春先からの受注のキャンセルや受注量の減少が出てきており、さらに例年この時期ですと夏物の受注が少し入るところが全く入ってこない。そしてこれから秋口の商品や、冬物に向けて動いてくるものが、全く動きが見えてこないそうであります。

そんな中、ダーバンなどのブランドで知られるアパレル大手のレナウンが、新型コロナウイルスの影響による売上げ急減で資金繰りに行き詰まり、5月15日に民事再生手続を開始したという報道は業界に激震を与えました。

繊維ばかりに限りませんが、窮地に立たされている本県地場産業を救い、県経済を支えていかなければならないと考えています。

国の支援策であります持続化給付金は、法人200万円、個人事業主100万円ということではありますが、中小企業で同じ法人格を持っているとはいえ、その規模感というのは大きな開きがあるわけでもあります。規模の大きい工場を経営されている経営者にとっては、確かに雇用調整助成金を拡充していただいたり、あるいは特別貸付けなどの融資を実施していただいたりしておりますが、大きな固定費をととても賄い切れずにお聞きしています。

さらには、設備投資での借入れではない、運転資金の借入れでありますので、減少した売上げを後々取り返すことは非常に困難であるといった、そんな声を頂戴しております。

国が現在措置している新型コロナウイルスの拡大により影響を受けた中小企業の支援策では、経営規模を考慮し切れていないなど、十分ではないと考えますが、現在の国、県の対策が十分であると考えておられるのか。また、追加の支援を国に求めたり、県として追加支援を講じたりする予定はありますでしょうか、知事の所見をお伺いします。

2018年度の日本の食料自給率は、カロリーベースで37%まで低下し、先進国中最低の水準と言われております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、ロシアやウクライナなど、小麦など穀物の輸出を制限する国が出てきたこともあり、食料自給率の低い我が国において、改めて食料安全保障の観点から食料自給率の向上が注目されました。

本県は、米を中心とした食料供給基地の役割を担っているところでありますが、食料自給率をさらに高めるためにどのような取組を進めていくべきと考えておりますでしょうか、知事の所見をお伺いします。

米については主食用としてほぼ100%、日本国内において自給できておりますが、近年、年間10万トンずつ国内消費量が減少してきています。一方で、小麦の国内自給率は12%にとどまり、食料安全保障上において問題があると考えています。

このため、食料自給率の向上に向けて、米を原料とする米粉はパンやケーキ、麺類など

様々な加工品へ活用でき、もちもちとした食感が特徴で、アレルギーの人も安心して食べていただけるほか、本県の水田と日本の農業を守ることも期待されます。

小麦の代替として優れた特性を有する米粉の普及を、今こそ加速化させるべきと考えますが、知事の所見をお伺いします。

6月1日から県立学校も再開され、各市町村においてもそれぞれの判断による学校再開で、教育現場も徐々に日常を取り戻しつつあります。

新型コロナウイルスの感染拡大による休校の長期化を受けて、9月入学への移行について多くの議論がなされてきましたが、結果的には政府与党は来年度の導入を見送ることとしました。

社会全体の仕組みを大きく変えなければならず、その調整が困難であったのかもしれませんが、前向きに進めるよい機会であったのではないかと考えます。

新潟県として9月入学に対する見解をお伺いします。

学校の再開に伴い部活動も再開されているところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策として全国大会の中止が相次いでおり、目標を失った生徒も多く出てきております。

スポーツに限らず、文化系の活動においても、部活動を頑張ってきた生徒・学生にとって、特に最終学年の生徒にとって、今までの努力を披露する場や思い出づくりのステージが必要であり、それを実現してあげたいというのが保護者や指導者、関係者の切実な思いであります。

春の高校野球選抜大会は、救済策として出場予定だった32校に甲子園球場で1試合だけの交流試合を実施することとなりました。競技や種目によって可否の判断も分かれるのかもしれませんが、少しでも生徒たちの活躍の機会を増やしてあげたいと願っています。県としての所見をお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う健康診断の延期により、新潟県保健衛生センターの経営が苦境に陥っているとの報道がありました。

そもそも公益法人として利潤を求めない経営をしており、県内の小・中・高校生を対象とした健診をはじめ、各市町村で実施する特定健診やがん検診、民間事業所、行政や教育機関などの職域検診など、県内各地において広く事業を行ってきているとのことでもあります。

今後、健診が再開されたとしても、新たな生活様式の中で3密を回避しながら一定程度の制限を設けながらの健診とならざるを得なく、さきに述べた公益法人としての特性上、健診単価を上げなければ経営が成り立たず、とりわけ学校などの健診の負担増加を懸念しております。

加えて、特定健診、がん検診の受診率向上に向けて、新潟県も、市町村も住民に向けて啓発を行い、病気の早期発見を推奨しておりますが、本年度の健診が受けられずに病気の発見が遅れることも懸念されます。

コロナ禍の長期にわたる自粛生活で、運動不足や栄養バランスの取れない食事、精神的な

ストレスなどで健康への影響が指摘される中、健康立県新潟を目指す本県として、健康診断を実施する県内唯一の公益財団法人であり、地域保健や学校保健など、公益性の高い事業を実施している新潟県保健衛生センターを支援すべきと考えますが、知事の所見をお伺いします。

緊急事態宣言を受けて大学や専門学校等も休校となり、多くの学生が学校にも行けず、アルバイトもなく、移動の自粛とステイホームでアパートや寮で軟禁状態に陥ってしまいました。

早い段階で休校を決めた学校では、初めから実家で待機したり、早々に帰省したりすることができたようですが、少しの判断のタイミングの違いで大きく異なった結果となりました。

特に、1年目の学生を連れ戻すことができないか、3年目、4年目ならまだしも、行ってすぐにそうした状況に置かれた学生も多くおり、保護者から心配する声をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の解除を受けて、これまで県境をまたぐ人の移動を段階的に解除してきており、本日6月19日からは、基本的な感染拡大対策をしながらも、全国的に移動が認められることとなります。

やむを得ない事情があって県外から帰省したい人も今後増えることが予想されますが、家庭の事情によっては、高齢者や持病を持っている方、職場の事情で一定期間一緒に生活することができなかつたりする方といった特段の配慮を必要とする人もおります。

三条市では、民間の宿泊施設と提携し、長期宿泊プランを設定して宿泊料金の一部を市が補填する取組を行っており、利用者から好評だと伺っております。

こうした三条市や、あるいは他県でも取り組まれているような、帰県後の体調を見る経過観察のために、一時的に宿泊施設などに滞在してもらうような仕組みを広く全県的に構築してはいかがでしょうか、知事の所見をお伺いします。

2つ目の質問です。食品ロス削減の取組についてお伺いします。

世界では77億人が生活していますが、8億2,100万人という9人に1人が飢餓に苦しんでいると言われています。

その一方で、日本も含まれる先進国では毎年多くの食料が生産されていますが、全て消費されるわけではなく、余ったものが大量に廃棄される、食品ロスという深刻な問題が起きています。

2015年に国連サミットで採択されたSDGs、持続可能な開発目標の一つに、食品ロスの削減が明確に位置づけられました。

国内においても年間2,759万トンの食品廃棄物などが出されていますが、その中でも食べることができるにもかかわらず廃棄される食品ロスは643万トンもあります。この解決のためには、消費者・事業者双方の協力が必要です。

県でも食品ロス対策として、残さず食べよう！にいがた県民運動を進めておりますが、これまでの取組実績とその評価についてお伺いします。

昨年10月1日に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律には、都道府県、市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定すると努力規定が盛り込まれたところであります。

本年4月に富山県食品ロス削減推進計画が策定されたとの報道がありましたが、本県の計画策定について、知事の所見をお伺いします。

食品ロス対策の一つとして、フードバンク、フードドライブ、子ども食堂などの生活困窮者への食品を寄附する取組がありますが、より多くの県民や事業者がこの取組を認知し、参加するような環境づくりを県として積極的に取り組むべきと考えますが、所見をお伺いします。

3つ目の質問、介護・高齢者福祉についてであります。

介護現場は、いわゆる3密と濃厚接触を避けることが難しく、加えて新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが極めて高い高齢者と接することから、医療従事者と同様に、介護従事者においても、極めてハイリスクな環境下で介護に従事し、社会を支えていただいていると認識しておりますが、知事の所見をお伺いします。

介護職は大切な仕事であると同時に、体力的、精神的に負荷の大きい職種であるにもかかわらず、全職種の平均年収よりも低く、社会的な評価が低いと言わざるを得ないのが現状です。それにより、多くの介護施設では慢性的な人手不足が大きな課題となっており、業界全体のイメージを向上させていくための抜本的な対策が急務であります。職種別平均年収も低い介護職員の所得を改善しなければ、介護崩壊につながります。

介護職は社会を支える重要な仕事であり、やりがいや誇りを感じられる職種とするために、まずは介護職員の給与を全職種の平均年収以上にすることが重要と考えますが、知事の所見をお伺いします。

介護事業者が人材を確保する場合、ここ数年、ハローワークに求人を出しても、ほとんど応募がないといえます。代わりに民間の人材紹介会社を介して人材を確保することが多くなってきているものの、1人当たり50万から100万円ほどといった高額の紹介料が発生し、またせつかく苦勞して雇用した人材についても早期に退職してしまうケースもあり、介護事業者の負担が非常に大きいといえます。

こうした現状の中、介護事業者と介護人材の円滑なマッチングを図るために、県ではどのような支援を行っているのかお伺いするとともに、さらなる支援が必要だと考えますが、知事の所見をお伺いします。

ウイルス感染の拡大を抑え込むには検査が欠かせないと、多くの専門家が警鐘を鳴らしています。人口1,000人当たりの日本の検査数は、経済協力開発機構、OECD加盟国37か国の中でメキシコに次いで2番目に少ないと言われ、日本の検査数の少なさ、保健所に依存する検査体制に対して議論を呼んでいます。

本人が希望しても、発症前には検査を受けることはできず、発症後であっても、発熱の程度や期間などの条件に合わない場合、あるいは医師の指示がない場合等では、検査が受けら

れずにそのまま自宅待機となってしまいます。

感染者であったとしても全員が重症化するわけではなく、比較的軽い症状だけで収まる場合もありますが、症状にかかわらず他人への感染力はありますので、感染拡大を防止するには感染者としての対応が必要になります。

先日、ある介護施設の職員が38度以上の高熱が出たことから、医師に保健所での検査を依頼したところ、自宅待機との指示を受け、家族も含め、不安におびえながら1週間を過ごしたといった事例がありました。症状が収まっても、陽性か陰性か判別がつかない限り、安心して職場へ復帰することもできません。

新型コロナウイルス感染症拡大初期から比べると、県内でもPCR検査が充実してきており、検査を必要とする者をより多く検査できる体制が構築されてきていることはありがたいのですが、最終的に検査希望者全員が迅速かつ確実に検査を受ける体制を構築することにより、感染リスクが高いとされる介護現場においても安心して働ける、安心して介護を提供できる環境が整うものと考えますが、知事の所見をお伺いします。

在宅介護サービスにおいては、利用者及び職員、さらにはその家族の安全を確保するため、自主休業が新型コロナ感染拡大防止に最も効果的であります。自主休業であっても感染拡大のリスクの高い介護事業者に対し、休業協力事業所として、県が設けた休業要請に係る協力金の支給対象とすべきと考えますが、所見をお伺いします。

国は第二次補正予算において、介護施設や事業所に勤務する職員に対し慰労金を支給することとしましたが、在宅訪問サービスの場合は、利用者からのキャンセルなどにより収益が悪化している介護事業者もおり、事業者に対する支援も必要と考えますが、知事の所見をお伺いします。

介護業界においても、サービス担当者会議など、関係者が集まらなければならない会議が多くあり、自治体と介護事業者との会議でも、今後はオンライン会議などを積極的に活用すべきと考えます。

また、制度上必須となっている研修や加算の要件になっている研修等については、研修そのものが密になってしまうため、その実施ができない状況があったと伺いました。研修が遅ればその分、配置基準を満たす計画であったものが先送りになり、結果的に全体としてのサービスの質の低下を招くおそれがあります。

新型コロナウイルス対策の一つとして、会議や研修のオンライン化が推奨されているところですが、介護分野においても、これを契機にサービス担当者会議や制度上受講必須の研修、加算要件となっている研修などについてオンライン化やeラーニング対応とすることで、密の回避や移動時間短縮による業務の効率化などにつながると考えますが、所見をお伺いします。

令和元年8月に高齢者施設等における冷房設備の整備の推進についてとして、厚生労働省老健局高齢者支援課から依頼文書が発出されました。

地球温暖化が大きな問題となっている近年、猛暑日が続くような夏が恒常化する中にお

いて、教育現場などにおいても冷房設備設置の取組が加速しています。

厚生労働省も、高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調整機能も低下しているため、熱中症患者のおよそ半数は高齢者となっており、特に注意が必要です、と高齢者施設でのエアコン利用と熱中症対策の重要性を指摘しています。

定員 29 人以下の地域密着型の高齢者施設の冷房設備の追加設置については、厚生労働省が地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を措置しており、それ以外の定員 30 名以上の広域型施設の整備費については、各都道府県・指定都市が支援することとなっており、厚生労働省では補助制度導入の検討を自治体をお願いしています。

本県では現在、支援策を講じてはいないものの、支援を希望する事業者がいると聞いています。事業者の規模によって支援に差が生じないように配慮が必要と考えますが、所見をお伺いします。

県内での特別養護老人ホームの入所申込者数が減少してきています。特別養護老人ホーム以外にも、サービスつき高齢者向け住宅等、いわゆる有料老人ホームと言われる入所系施設の増加や入所要件の見直しなどもその要因だと見られます。

特養は厚生労働省、サ高住は国土交通省と、その所管する省庁が違うわけではありますが、介護保険事業が始まったときには特養を主体に考え施設整備が進んできたものと思います。しかしながら、介護保険事業が始まって 20 年たった現在では大きく状況が変わってきています。

今後、供給過剰により、施設の維持や経営に影響を与えることが懸念される中、特別養護老人ホームの設置については、将来の需給バランスを見据え、適切な設置となるよう県が主体的に調整を図ることが重要だと考えますが、今後の整備についての県の方針をお伺いします。

最後、4 つ目の質問であります。本県の森林整備についてお伺いします。

県が平成 31 年 3 月に策定した新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針では、仮に現行の木材価格のまま推移すると、2083 年度時点で、199 億円の債務超過のリスクがあるとされています。

新潟県農林公社では、債務の増加を抑制し、分収林経営の安定化を図るため、分収林事業に関する 5 か年の行動計画を策定し、取組を進めていると聞いていますが、昨年度の計画の進捗状況についてお伺いします。

次に、県の行う分収林事業である県行造林などについてお伺いします。

昨年 9 月定例会において、県有林・県行造林事業の損益見通しに関する一般質問に対して、県は、昭和 50 年度から令和 29 年度までの収支見込みを、平成 11 年度に行った試算ではおおむね 5 億円程度の純収益になると説明をしています。その上で、林業を取り巻く社会経済情勢は大きく変動していることから、改めて、様々な試算条件を精査し、検討した上で、収益見通しを試算してまいりますと答弁をしています。

その後の試算の状況についてお伺いをいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔知事花角英世君登壇〕

◎知事（花角英世君） 小泉議員の一般質問にお答えします。

まず初めに、本県の新型コロナウイルス感染症の対応に関する評価についてであります。過去の世界的に流行した感染症の教訓から、初期の段階においては、感染症とその病原体に対する正確な情報収集、海外発生期から水際対策や検査及び医療の体制づくりが必要であると考えております。また、国内発生期からは、積極的疫学調査や県民の行動変容などによって、感染拡大を最小限に抑えることが重要であると考えています。

県といたしましては、これらの教訓を生かし、県内で感染者が発生する以前から、医療提供体制の整備や帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の立ち上げを行い、感染者発生後には積極的疫学調査を徹底するとともに、緊急事態宣言に基づく自粛要請や休業要請を行ったところ。これらの結果、緊急事態宣言発令2週間後には感染者数は減少に転じ、現時点で死亡者もなく、適切に感染拡大を抑えることができたと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大による県経済への影響についてであります。商工団体等の調査によれば、飲食業や宿泊業、交通事業者などが早い段階から需要喪失により深刻な影響を受けたことに加えて、最近では、製造業でも受注が減少するなど、幅広い業種に影響が広がっております。

また、民間調査機関の調べによると、県内の新型コロナウイルスによる関連倒産は、6月16日現在で6件発生しております。

県といたしましては、引き続き、県内経済の状況把握に努めながら、セーフティーネット対策に万全を期すとともに、新しい生活様式の定着や需要の喚起など、幅広い業種に目配りしながら、県内経済の回復に向けた施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、中小企業に対する支援策についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた事業者の事業継続や雇用維持を図るため、国においては実質無利子・無担保融資による資金繰り支援と併せて、各種の給付型支援による経営の下支えを行っております。

しかしながら、持続化給付金などの給付型支援については、1事業者当たりの支給額に上限が定められていることから、事業者によっては、その経営規模に比して支援が十分とは言えない場合もあると考えております。

そのため、国に対し、持続化給付金の複数回支給など、大きな影響を受けた事業者に幅広く十分な支援が行き渡るよう、支援の充実について要望しております。

県といたしましては、これまでの国の経済対策を踏まえ、セーフティーネット対策に万全を期してきたところですが、引き続き、県内経済の情勢等を把握しながら、さらなる支援の必要性について検討してまいります。

次に、食料自給率を高める取組についてであります。食料を安定して確保するためには、



国内の農業生産の増大を図ることを基本に、輸入と備蓄とを適切に組み合わせることが重要であります。

しかしながら、このたびの新型コロナウイルス感染拡大により、農産物等の輸出規制を行う国も出てきており、食料自給率の低い我が国においては、食料安全保障の観点から、国内の生産性を高める取組がより一層重要であると考えております。

このため、本県が将来にわたって日本の食料供給基地としての責務を果たしていくためには、担い手の経営基盤の強化や生産性の向上などを推進し、農業を付加価値の高い持続可能な産業として成長させていくことが不可欠であり、市町村や関係機関と一体となって取り組んでまいります。

次に、米粉の普及についてでありますけれども、議員御指摘のとおり、米粉の普及促進は食料自給率の向上に寄与する重要な取組であることから、本県では平成20年度から全国に向けて、にいがた発「R10プロジェクト」を提唱し、米粉の普及促進に積極的に取り組んできたところです。

また、近年は健康志向の高まりやアレルギー対策のほか、大手食品メーカーによる米粉の特性を生かした商品の開発により米粉の需要が拡大していると認識しております。

一方、原料となる米粉用米の生産が需要を満たしていないことから、米粉用米の生産拡大を推進するとともに、引き続き商品開発への支援などにより米粉の需要拡大に取り組むなど、生産から消費まで一貫して米粉の普及を推進してまいります。

次に、9月入学の導入についてであります。世界の大勢に合わせることで、日本人学生の海外への留学や、海外からの留学生の受け入れがしやすくなり、グローバル化が進むといった利点がある一方、企業の採用や会計年度との整合性に加え、移行時の児童生徒数の偏り、教員や施設の不足など、様々な課題があるものと考えています。

いずれにいたしましても、社会・経済の大きな変革につながるものであるため、国家的課題として、丁寧な議論を重ねていく必要があるものと認識しております。

次に、健康診断の延期による影響についてであります。今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、健康診断等が延期されたことにより、健診機関に影響が生じていると承知しています。

こうした健診機関への支援として、国では、無利子・無担保等の融資制度を整備してきたところですが、先般、国の二次補正予算で融資枠の拡大、融資限度額の引上げや、償還期間の延長など、さらなる拡充が図られていることから、経営への影響を最小限にするための資金繰り対策として、こうした融資制度などを活用することで、支援してまいりたいと考えております。

次に、県外からの帰省者に対する対応についてでありますけれども、本県では、これまでも感染拡大を防止するため、国の緊急事態宣言の際には、県境を越えた不要不急の往来を控えるよう、県民に協力要請してまいりました。その後、感染のリスクが下がってきたことから、段階的に制限を解除しておりますが、県外から来られた方には、体温測定等健康観察の

徹底をお願いし、少しでも症状がある方は、PCR検査を実施し、陽性の場合は隔離、療養することで感染防止を図ってきております。

県といたしましては、今後も、体温測定など健康観察の徹底や、少しでも症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ速やかに御相談いただくよう周知を図ることとしており、現時点では、全県での一時的な滞在の仕組みの構築までは予定しておりません。

次に、食品ロス削減の取組についてお答えします。

食品ロス削減推進計画の策定についてであります。食料資源の有効活用や環境への負荷の軽減という観点から、食品ロスの削減に取り組むことは重要と考えております。

一方で、取組を一層進めるためには、賞味期限の見直しや納品期限の緩和など、食品関連事業者をはじめとするサプライチェーン全体で取り組む課題もあると認識しております。

県では、これまでも県民や食品製造事業者に向けた啓発活動などに取り組んできたところですが、今後は、国の施策や他県の動向なども注視しながら、計画策定を検討してまいりたいと考えております。

次に、介護・高齢者福祉についてお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症を踏まえた介護従事者の業務についてであります。議員御指摘のとおり、介護従事者の皆様は、自身と利用者双方の感染リスクを抱える中、細心の注意を払いながら、社会生活を維持するため必要不可欠なサービスを提供いただいていると認識しており、私としても深く感謝申し上げたいと思います。

次に、介護職員の給与水準についてであります。議員御指摘の給与水準引上げは、不足する介護人材の確保のためにも重要であると認識しております。

国は、これまでも介護保険制度において、処遇改善加算により職員の給与水準引上げに取り組んできているところですが、現状においても他業界との格差があることから、県といたしましては、引き続きさらなる引上げを国に求めてまいります。

次に、介護人材マッチングへの支援についてであります。議員御指摘のとおり、事業者の負担が少ない形での介護人材確保が望ましいことから、新潟労働局など関係機関と連携しながらマッチング機能のより一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、具体的な取組については、福祉保健部長からお答えいたします。

次に、検査体制についてであります。現状、本県では、医師が必要と判断すれば、必ずPCR検査を実施しております。また、濃厚接触者は全員PCR検査を受けることとしております。

さらに、議員御指摘のような高齢者施設の従事者など、感染症の発生を特に早期に発見する必要がある方々や、発生リスクが特に高い業務に携わる方々等に対するPCR検査の実施については、今後、専門家会議での議論なども踏まえ、抗原検査の活用なども併せて、速やかに検討してまいりたいと考えております。

次に、収益が悪化している介護事業者への支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の発生に伴う利用自粛などにより介護事業者の収益には、かなりの悪影響が生じ

ていると聞いています。このため、国の第二次補正予算を活用して介護施設における衛生用品購入などの支援等を進めてまいりたいと思います。

また、既に実施した全国知事会による要望に加え、県といたしましても、今後、報酬改定などの財政支援について、国に要望してまいります。

次に、特別養護老人ホームの今後の整備方針についてであります。本県の高齢者人口のピークは令和7年頃の見込みですが、既に減少局面にある市町村もあり、介護の需要については、かなり地域差がある状況となっております。

特別養護老人ホームなどの介護施設の整備については、一義的には、保険者である市町村において、地域の需要や介護人材の確保を含むサービス提供の制約等も踏まえながら目標を設定すべきと考えております。

現在、令和3年度から3年間の介護施設の整備目標を定める、市町村の介護保険事業計画及び県の介護保険事業支援計画の策定を進めているところです。

県といたしましても、これらの計画策定過程において、サービスの需要推計等を市町村と情報共有しながら、特別養護老人ホームについても適切な整備となるよう助言してまいりたいと考えております。

◎県民生活・環境部長（村山雅彦君） お答えいたします。

残さず食べよう！にいがた県民運動の取組実績と評価についてであります。県では、家庭や外食での食べ残しをなるべく減らし、環境に優しい生活を実践していただけるよう、平成28年度から県民運動を展開してまいりました。

具体的には、イベントや各種媒体を活用した普及啓発や、小売店、飲食店などの協力店による食べ残しを減らす呼びかけなどに取り組んできたところです。

これらの取組の結果、アンケート調査において、県民の3割程度の方に運動を認知いただいているほか、食べ残しを減らす行動を実行している方が5割を超えるなど、徐々にその取組が浸透してきているものと考えております。

◎農林水産部長（山田治之君） お答えいたします。

新潟県農林公社の分収林事業に係る昨年度の計画の進捗状況についてであります。農林公社では、2018年度に策定した公社造林第10次5カ年計画において、利用間伐による収益を増大し、借入れに頼らない森林整備を実現することとしております。

5カ年計画の2年目に当たる昨年度は、間伐材の生産増加に取り組んだことにより、利用間伐の収支計画において計画額を上回る見通しと聞いております。しかしながら、初年度から2か年の累計では、木材運搬費用が当初見込みより大きくなったことから、収支計画における目標額には届いておりません。

県といたしましては、今年度が、第10次5カ年計画の中間年に当たることから、これまでの取組手法等を評価・分析し、改善策を農林公社と共に検討しているところであり、計画

が着実に実行されるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、県有林・県行造林事業の損益見通しの試算についてであります。損益見通しにつきましては、平成 11 年度に、昭和 50 年度から平成 11 年度までの実績を集計し、それに平成 12 年度から令和 29 年度までの収支見込みを合算し、おおむね 5 億円程度の純収益となると試算されておりました。

しかしながら、この試算から 20 年が経過し、木材価格の下落等、林業を取り巻く社会経済情勢が大きく変動したことや、長伐期化による森林管理を進めていることから、試算期間を前回試算より 30 年間延長し、昭和 50 年度から令和 59 年度まで、103 年間の累積の最終収支は、おおむね 41 億円程度が不足すると試算されました。

収支が変動した主な要因といたしましては、伐期を延長したことにより木材販売量が増加した反面、木材価格の下落により、木材収入が減少したことに加え、事業の全体的なコストを把握する観点から、前回試算では計上していなかった職員人件費についても、一定の仮定の下で 32 億円程度と試算し、新たに加えたことなどによるものです。

◎福祉保健部長（松本晴樹君） 5 点お答え申し上げます。

まず、食品を寄附する取組への支援についてであります。フードバンク等の活動は、食品ロスの削減や、生活に困窮する方々への食のセーフティーネットなどの意義があると認識しております。

県内においては、本年 4 月、新潟県フードバンク連絡協議会が発足したと承知しておりますので、協議会との情報交換などによってニーズを把握しながら、フードバンク等の意義や活動の紹介、現在行っているフードドライブへの協力の拡大など、食品を寄附する取組への支援を、積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、介護人材マッチングの具体的な支援についてであります。県では新潟県社会福祉協議会内に新潟県福祉人材センターを設置し、無料で職業紹介を行っております。

当センターでは、これまで、就職フェアや県内 3 か所での相談窓口を通じてマッチングに取り組んでまいりましたが、新たに、希望があれば県内どこの市町村へも出向いて求職者の相談支援を行う仕組みをつくったほか、新潟労働局の協力を得て、一部のハローワークと求職者の情報を共有しながら就職支援を行う取組を始めたところです。

今後も関係機関と連携を図りながら、マッチング機能の強化・充実に努めてまいります。

次に、在宅介護サービスの自主休業と協力金についてであります。通所介護などの在宅介護サービスは、利用者の方やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、非常事態宣言に伴う協力要請において、基本的に休止を要請しない施設と整理したところです。

協力金は、県による休業要請の対象となる事業者の皆様に、円滑に御協力いただくために支給することとしたものであるため、要請対象でない施設が自主的に休業した場合に、支給対象を事後的に拡大することについては、考えておりません。

次に、介護分野における研修等のオンライン化についてであります。議員御指摘のとおり

り、介護サービス提供のために必要となる会議や研修のオンライン化は、感染防止が重要な介護施設における密の回避や業務の効率化に有効であると考えております。

今後、国もオンライン研修用の教材を作成することとしており、県といたしましても会議や研修の趣旨や目的を踏まえながら、可能なものについては工夫を重ね、研修等のオンライン化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者施設等における冷房設備の追加整備についてであります。小規模な地域密着型施設では、整備に係る負担が事業規模に比して大きくなることから、国の補助制度による支援があるものと理解しております。

一方、大規模な広域型施設においては、建物の新設時に冷房設備の整備も併せ、県の補助事業により支援していることから、その後の、故障に伴う入替えなど、事業規模に比較して小さい追加整備は、事業者において対応していただきたいと考えているところです。

◎教育長（稲荷善之君） お答えいたします。

部活動における、大会等の設定の必要性についてであります。議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、部活動の全国大会が中止となっていることから、目標に向かって日々厳しい練習に取り組んできた生徒、とりわけ部活動の集大成の場を失った最終学年の生徒に、これまでの努力の成果を発揮する場を用意することは、大変意義深く、必要なものと考えております。

なお、代替大会の開催に当たっては、国の補助事業を活用し、必要な費用を補助してまいります。

○副議長（桜井甚一君） 小泉勝君の質問は終わりました。